

発達障害者の職業紹介状況(平成17年度)

(1) 概況

区 分 項 目	発達障害者		
	計	男	女
新規求職申込件数	185	150	35
有効求職者数	145	122	23
就職件数	58	47	11

(注) 有効求職者数は、平成18年3月末現在の状況。

(2) 障害種別の状況

区 分 項 目	新規求職 申込件数 (A)	有効求職者数	就職件数 (B)	就職率 (B/A)
合 計	185	145	58	31.4%
自閉症(知的障害を伴わない者)	31	30	9	29.0%
アスペルガー症候群	83	70	23	27.7%
学習障害	21	9	12	57.1%
注意欠陥多動性障害	15	15	5	33.3%
その他	35	21	9	25.7%

(注) 「その他」は、「自閉症+アスペルガー症候群」、「広汎性発達障害」等の診断名が付されている者。

(3) 就職状況

① 産業別状況

製造業	28
サービス業	17
卸売・小売・飲食業	9
運輸・通信業	3
建設業	1

合計 58

② 職業別状況

生産工程・労務の職業	44
サービスの職業	5
事務的職業	4
専門的・技術的職業	3
販売の職業	2

合計 58

発達障害者の職業紹介状況(平成18年度・第1四半期)

(1) 概況

区 分 項 目	発達障害者		
	計	男	女
新規求職申込件数	67 (52)	47 (40)	20 (12)
有効求職者数	175 (86)	138 (68)	37 (18)
就職件数	20 (11)	18 (10)	2 (1)

(注1) 有効求職者数は、平成18年6月末現在の状況。

(注2) ()内は前年同期の数値。

(2) 障害種別の状況

区 分 項 目	新規求職 申込件数 (A)	有効求職者数	就職件数 (B)	就職率 (B/A)
合 計	67 (52)	175 (86)	20 (11)	29.9% (21.2%)
自閉症(知的障害を伴わない者)	7 (9)	29 (21)	1 (1)	14.3% (11.1%)
アスペルガー症候群	27 (27)	82 (39)	8 (6)	29.6% (22.2%)
学習障害	7 (7)	15 (7)	2 (3)	28.6% (42.9%)
注意欠陥多動性障害	8 (3)	19 (6)	5 (0)	62.5% (0.0%)
その他	18 (7)	30 (13)	4 (1)	22.2% (14.3%)

(注1) 「その他」は、「自閉症+アスペルガー症候群」、「広汎性発達障害」等の診断名が付されている者。

(注2) ()内は前年同期の数値。

(3) 就職状況

① 産業別状況

製造業	6
サービス業	4
卸売・小売業、飲食店	4
公務、その他	3
農林漁業	1
建設業	1
運輸・通信業	1

② 職業別状況

生産工程・労務の職業	14
事務的職業	3
管理的職業	1
運輸・通信の職業	1
分類不能の職業	1
合計	20

合計 20

平成 19 年度 障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項 (発達障害者関連)

職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

I 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

1 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施（新規）

[要求額 207 (0) 百万円]

*事業の一部は、(独) 高齢・障害者雇用支援機構 交付金事業として実施。

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談・支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。（参考 1）

(就職チューターの配置 (安定所) 10局 47人)

2 発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充

[要求額 17 (8) 百万円]

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、新たに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。（参考 2）

(実施箇所数 4箇所 → 8箇所)

3 発達障害者に関する研究及び職業リハビリテーション支援技法の開発

[(独) 高齢・障害者雇用支援機構交付金事業]

発達障害者の雇用促進に資するため、障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

Ⅱ 発達障害者に対する職業能力開発の推進

1 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業 [要求額 53 (0) 百万円]

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を実施する。(参考3)

2 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究 [(独) 雇用・能力開発機構交付金事業]

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方に関して調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。(参考4)

3 発達障害者に対する職業訓練の試行実施 [(独) 高齢・障害者雇用支援機構交付金事業]

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する吉備高原障害者職業能力開発校において、発達障害者に対する職業訓練を試行実施する。

Ⅲ その他の主な支援施策（障害者全般を対象としたもの）

（１）ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施する。

併せて、ハローワークと連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

（２）福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実〔障害者雇用納付金事業〕

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を推進する。

（３）障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の拡充

〔要求額 987（900）百万円〕

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

（対象者数 6,000人→7,000人）

（４）障害者就業・生活支援センター事業の拡充 [要求額 1,476(1,028)百万円]

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。（設置箇所数 110カ所→160カ所）

（５）事業主や社会福祉法人等による実践的な職業訓練の推進

〔要求額 1,572(1,481)百万円〕

企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、知的障害者、精神障害者等の障害の態様に応じた職業訓練を推進する。

（委託訓練対象者数 6,300人 → 7,000人）

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

〔現状〕

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

〔対応の方向性〕

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、**コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設**

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

適切な支援への誘導

希望に応じた支援の提供

就職

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワークでの相談時に、担当者が就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
- 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。

- ハローワークに就職チューターを配置
- 発達障害者専門指導監による関係機関の担当者の相談スキルの向上

学校から

- ハローワークから学校に対し、
- 発達障害に関する就職支援情報・方法を提供
- 希望に応じて卒業前から専門的な職業相談を実施

インターネットから

- 自らの特性に気づき専門的な支援サービスの活用方法等を得るためのツール(サポートブック(仮称))を開発し、インターネット上で公開

障害者向け専門支援を選択する者

障害者向け専門支援を選択しない者

地域障害者職業センター

ワークシステムサポートプログラムの提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

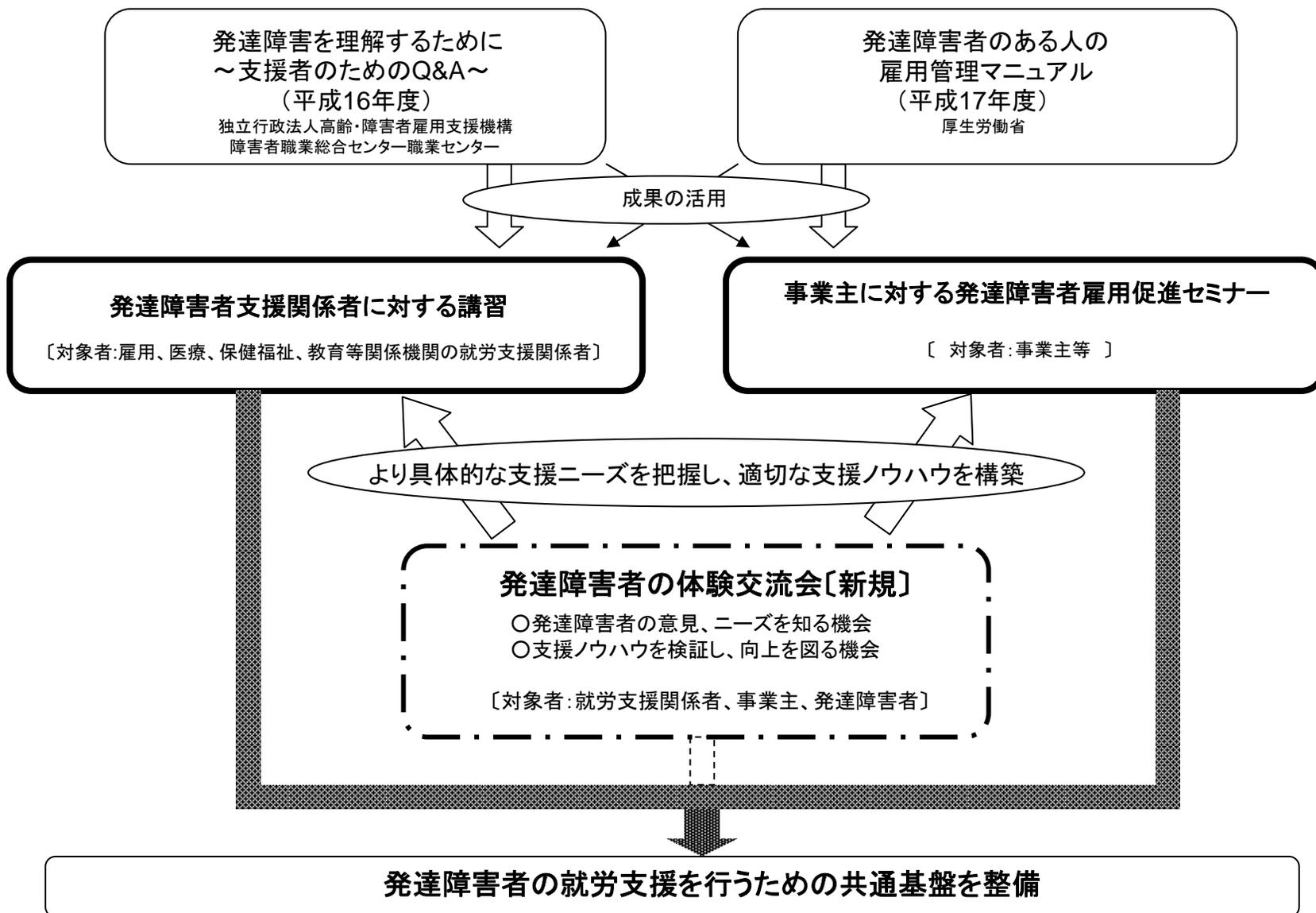
一般相談窓口での支援

- 就職チューターによる職業相談・職場定着支援

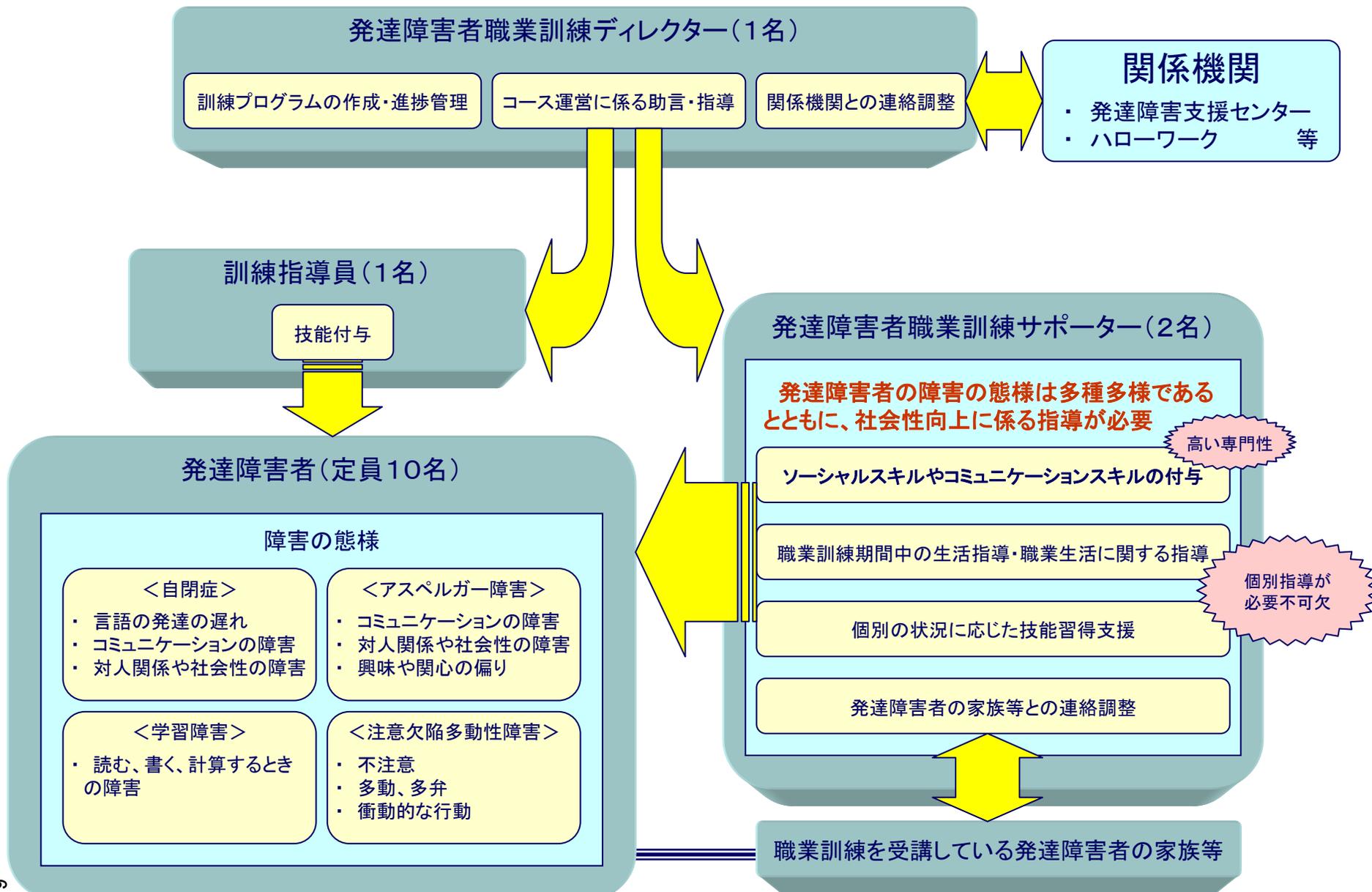
その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業



一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業



発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方に関する調査研究

1 趣旨

発達障害者は、その障害特性から職業生活上困難を伴う場合が少なくなく、雇用支援策としての職業訓練に対する期待が高まっている。発達障害に対する効果的な職業訓練支援を展開するためには、障害に対応した職業訓練内容・方法や訓練指導に当たっての配慮事項等を明確にするとともに、職業訓練受講に至るルートを形成することが必要である。

そのために、発達障害者支援センター等の関係機関と連携した発達障害者が職業訓練の受講に至るルートの確立及び障害に対応した職業訓練指導の在り方に関して調査研究を行い、今後の発達障害者の就職促進に効果的な職業訓練を図るために「発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

2 検討事項

研究会は、「発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方」に係る次の事項について検討を行い、発達障害者に対する効果的な職業訓練指導に資する発達障害者職業能力開発ハンドブック等を作成する。

- (1) 発達障害者に対する職業訓練及び就労支援の現状について
- (2) 発達障害者に対する職業訓練の課題について
- (3) 発達障害者に対する効果的な職業訓練ノウハウ等について
- (4) 関係機関と連携した職業訓練受講ルートの確立の在り方について

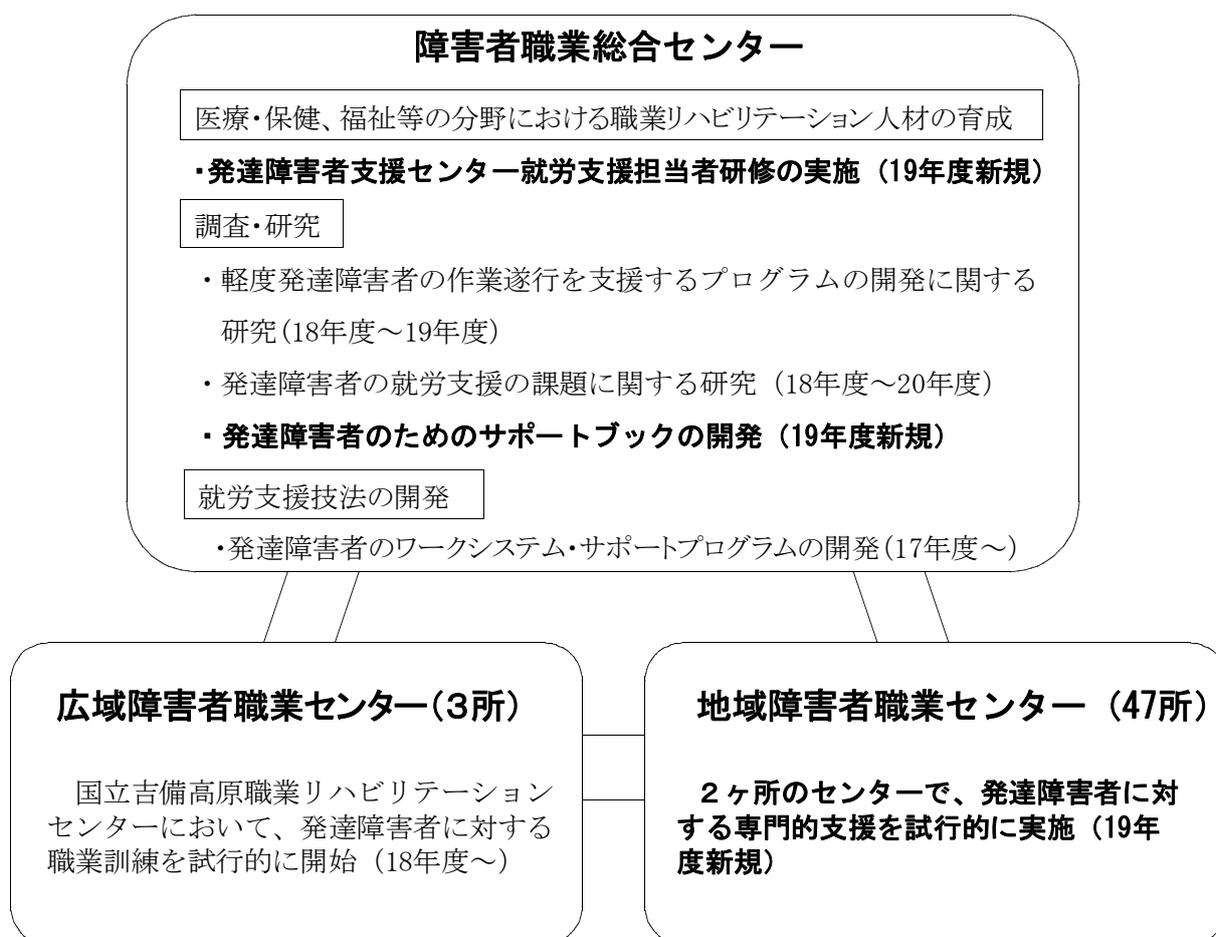
3 研究期間

平成 18 年度から平成 19 年度までとする。

4 研究委員

座長	松矢 勝宏	目白大学人間社会学部教授
	市村 たづ子	東京都立南大沢学園養護学校進路指導主幹
	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授 (横浜やまびこの里仲町台センター次長)
	栗田 廣	全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター長
	向後 礼子	(独) 高齢・障害者雇用支援機構総合センター研究員
	高山 純次	(独) 雇用・能力開発支援機構職業能力総合大学校 能力開発研究センター研究開発部長
	槌西 敏之	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター訓練第二課 主任職業訓練指導員
	土岐 淑子	おかやま自閉症・発達障害支援センター副所長
	中邑 賢龍	東京大学先端科学技術センター特任教授
	近藤 武夫	東京大学先端科学技術センター バリアフリープロジェクト特任助手
	柴田 珠里	(社福) 横浜やまびこの里仲町台センター 就労支援課就労支援係長
	松橋 静香	L D 発達相談センターかながわ 心理・指導員

平成19年度の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 における発達障害者の就労支援に関する取組み



1 地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する専門的支援の試行実施

- (1) 地域障害者職業センターでは、発達障害者についても「その他」の障害者として支援を行っているが、必ずしも十分な支援内容となっていない。
- (2) このため、平成19年度は、医療機関及び発達障害者支援センターとの連携体制が整っている2ヶ所の地域障害者職業センターにおいて、現行の「職業準備支援」（模擬的就労場面を活用した作業支援、精神障害者自立支援カリキュラム及び職業準備講習カリキュラムにより、すべての障害者に対応）の中に、新たに「発達障害者就労支援カリキュラム」を設け、これにより発達障害者に対する専門的支援を試行的に実施する。
- (3) 「発達障害者就労支援カリキュラム」は、障害者職業総合センターで平成17年度から開発中の「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」に基づく就労支援技法を、現場の地域障害者職業センターで活用することを目的として設定されるものである。

「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」は、標準的な支援期間を13週間程度として、対象者の状態をきめ細かに把握し、就労セミナー、作業体験、個別相談の3つを体系的に組み合わせて専門的な就労支援を行うプログラムである。

就労セミナーでは、問題解決技能トレーニング、職場対人技能トレーニング、リラクゼーション技能トレーニング、作業手順書等マニュアル作成技能トレーニングを行い、これらの技能を習得し、実践的な活用ができるようにしていく。

2 発達障害者支援センター就労支援担当者研修の実施

障害者職業総合センターにおいては、医療・保健、福祉等の関係機関で障害者の就業支援を担当する職員を対象に、職業リハビリテーションに関する基本的な知識や障害者の就業支援に必要な技術の習得と資質の向上を図るための研修（「職業リハビリテーション人材育成研修事業」）を実施している（ジョブコーチ養成研修等）。

平成19年度は、この研修の一環として、発達障害者支援センターの就労支援担当者を対象とした研修（「発達障害者支援センター就労支援担当者研修」）を開始する。

3 発達障害者のためのサポートブックの開発

発達障害者が、その能力や特性に合った職業に就き、職場に円滑に適応していくためには、周囲の関係者が障害に対する理解と対処方法を習得するだけでなく、障害者が自らの特性を理解し、専門的な支援サービスの活用を図り、職場で必要となる社会的スキルを身につけるための技法等を習得する必要がある。

平成19年度は、障害者職業総合センターにおいて、調査・研究の一環として、社会的スキルを身につけるための技法、専門的な支援サービスの利用方法等を取りまとめた「発達障害者のためのサポートブック（仮称）」を開発し、インターネット等で広く情報提供を行う。

発達障害への対応

職業リハビリテーション施設の動向

機構外の職業リハビリテーション業務に従事する人材の育成

先駆的な職業リハビリテーション支援技法の開発

職業リハビリテーション及び障害者雇用に関する調査研究の実施

年度	広域センター	地域センター	職業リハビリテーション部	職業センター	企画部・研究部門
平成15年以前	知的障害者の職業訓練 (H13まで試行、H14から本格実施) 精神障害者の職業訓練 (H14から開始) 高次脳機能障害者の職業訓練 (H14から開始)	職業評価及び職業リハビリテーション計画の策定 職業準備性の向上のための支援【職業準備支援】 職場適応のための支援【ジョブコーチ支援】	職リハ実践セミナー (H11)		「学習障害」を主訴とする者の職業上の諸問題に関する研究(1997) 「学習障害」を主訴とする者の障害特性と就労支援に関する研究(その1)
平成15年					「学習障害」を主訴とする者の障害特性と就労支援に関する研究(その2)(2004)
平成16年 発達障害者支援法成立(12月3日)		精神障害者の職場復帰のための支援【リワーク支援】	職リハ実践セミナーを障害別プログラムとし、その中で発達障害を取り上げる	「発達障害者の職業リハビリテーション支援技法の開発に係る有識者会議」を設置(有識者、厚生労働省、文部科学省等による会議)	就労支援ハンドブック「学習障害」を主訴とする青年のために」発行 情報誌「ハローワーク」56号で、発達障害者の就業支援に関する特集を組む
平成17年 発達障害者支援法施行(4月1日)		ジョブコーチ支援の拡充(法人等による主体的取組の促進) 個別性に対応した評価と支援の一体的な実施		発達障害者ワークシ ステム・サポ ーティング プログラムの着 手 開発継続 「ガイドブック『Q&A』の発行」	「第十三回職リハ研究発表会」の開催(11月)に、発達障害者の就業支援に関する研究の発表
平成18年	発達障害者の職業訓練の試行(予定)			「スキル付与のための技法開発」	軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究(2004)

<基本方策>

- 1 個別評価(アセスメント)の実施
- 2 センターにおける個別指導プログラムの実施
- 3 ジョブコーチ支援による個別的な職場適応支援

+

【今後付加が必要】
発達障害に特化した支援手法

※ 報告書等については、すべて、ハローワーク、地域センター等に配布。

発達障害者等就労支援連絡協議会の設置について

1 目的

発達障害者及び若年コミュニケーション能力要支援者に関する支援を円滑に行うため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、ヤングジョブスポット、ジョブカフェ等の若年層を対象とする各支援機関及び発達障害者に対する支援機関等において必要な情報を共有し、こうした要支援者の就職支援に係る具体的な連携事項を協議することを目的として、労働局に「発達障害者等就労支援連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 構成員

連絡協議会の構成員は、(1)から(10)までに掲げる者を標準とし、地域の実情を踏まえ必要に応じて追加するものとする。なお、事務局は労働局職業安定部とする。

- (1) 労働局職業安定部
- (2) ハローワークの長及びハローワークの相談担当職員、相談員（就職チューター等）
- (3) 若年者に関する就職支援機関の相談担当責任者
- (4) 学識者、医者、発達障害専門指導監等の専門家
- (5) 地域障害者職業センター
- (6) 発達障害者支援センター
- (7) 医療機関、療育機関
- (8) 学校（特別支援学校）
- (9) 当事者団体
- (10) 事業主団体、事業主
- (11) その他の関係機関

3 協議事項

連絡協議会においては、以下の事項について、協議を行う。

- (1) 発達障害者等の就職支援における各機関の連携に関する事項
- (2) 発達障害者等の就職支援に係るニーズ把握の方策に関する事項
- (3) 発達障害者等の雇用に関する理解の促進等に関する事項
- (4) 発達障害者等の雇用に関する事業主の啓発等に関する事項
- (5) 就職チューター等の支援者のスキルアップに関する事項
- (6) その他発達障害者等の雇用に関する諸問題の対応策に関する事

4 協議会の開催

協議会は、年2回以上、必要に応じて開催するほか、少なくとも毎年年度当初には開催すること。

5 設置

連携協議会は、都道府県労働局職業安定部に設置する。

発達障害対策戦略推進本部の設置について

1. 設置

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図る観点から、医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の制度横断的な関連施策の調整及び推進を図るため、厚生労働省に発達障害対策戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官
本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
本部員	大臣官房長、 技術総括審議官、 政策評価審議官、 医政局長、 高齢・障害者雇用対策部長、 職業能力開発局長、 障害保健福祉部長、 政策統括官（社会保障担当）、 政策統括官（労働担当）、 医政局国立病院課長、 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、 雇用均等・児童家庭局保育課長、 雇用均等・児童家庭局母子保健課長、 障害保健福祉部企画課長、 障害保健福祉部障害福祉課長、 障害保健福祉部精神・障害保健課長、 国立精神・神経センター総長、 国立成育医療センター総長、 国立秩父学園園長、 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 （必要に応じて本部長が指名する者が参加）

3. 幹事会

推進本部内に、発達障害支援施策と発達障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

障害保健福祉部長〔幹事長〕、政策評価審議官、高齢・障害者雇用対策部長、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神・障害保健課長

（必要に応じて幹事長が指名する者が参加）

4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部精神・障害保健課長
事務局次長 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、
雇用均等・児童家庭局母子保健課長、
障害保健福祉部企画課長、
障害保健福祉部障害福祉課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、障害保健福祉部企画課及び障害保健福祉部障害福祉課の協力を得て、障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

5. 検討事項

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援
- ・発達障害者の診断・治療
- ・児童の発達障害の早期発見等
- ・早期の発達支援
- ・発達障害児の保育
- ・放課後児童健全育成事業の利用
- ・専門的発達支援
- ・発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- ・地域での生活支援
- ・発達障害者の権利擁護
- ・人材育成及び普及啓発
- ・調査研究の推進

発達障害対策戦略推進本部 就労支援部会の設置について

1 目的

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムを地域レベルで円滑に実施していくためには、同プログラムに関係する支援機関の持っている機能、制度について関係機関同士が情報の共有化をすることが重要である。

また、これらの実効性を確保するためには、関係機関の役割や施策の調整、連携のあり方について整理することが必要である。

このため、中央レベルにおいて、関係機関の横断的な調整を行い、より有効な連携のあり方について検討するため、厚生労働省内に設置された発達障害対策戦略推進本部の下に作業部会として就労支援部会を設置する。

2 構成員

就労支援部会は、高齢・障害者雇用対策部長を部会長として職業安定局障害者雇用対策課を事務局とする。主な構成員は次のとおりとする。

- (1) 政策評価審議官
 - (2) 職業安定局障害者雇用対策課長
 - (3) 職業安定局若年雇用対策室長
 - (4) 職業能力開発局能力開発課主任職業能力開発指導官
 - (5) 職業能力開発局キャリア形成支援室長
 - (6) 社会・援護局障害福祉課長
 - (7) 社会・援護局精神・障害保健課長
 - (8) 高齢・障害者雇用支援機構職業リハビリテーション部長
 - (9) 国立秩父学園園長
 - (10) その他部会長が指名するもの
- オブザーバー 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

3 協議事項

- (1) 各課室における支援策の現状
- (2) 各課室における支援策の方向性
- (3) 所管する支援機関の連携のあり方について

4 協議会の開催

協議会は、年3回程度開催する。

(年度当初(4月)、概算要求時(8月)、予算案確定時(1月))